

事 務 連 絡  
令和 2 年 11 月 6 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、今般、別紙のとおり国土交通省住宅局長及び経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から厚生労働省医政局長宛て周知依頼がまいりました。本ガイドラインにつきまして、参考としてご活用いただくとともに、会員病院等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡  
国住指第 2797 号  
20201102 保局第 3 号  
令和 2 年 11 月 5 日

厚生労働省医政局長 殿

国土交通省住宅局長  
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の周知について

令和元年東日本台風（第 19 号）による大雨に伴う内水氾濫により、高層マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水し、停電したことによりエレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生しました。

こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省と経済産業省の連携のもと、学識経験者、関連業界団体等からなる「建築物における電気設備の浸水対策のあり方に関する検討会」を昨年 11 月に設置し、洪水等の発生時に機能継続が必要と考えられる病院、社会福祉施設等の新築・既存の建築物も対象とした「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を別添のとおりまとめましたので、参考としてご活用いただくとともに、貴局所管の団体等に対して、周知いただくようよろしくお願いいたします。

別添

- (1) 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（概要）
- (2) 建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（本体）
- (3) 建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインパンフレット

※検討会の開催経緯等については下記の国土交通省 HP に掲載しております。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000132.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000132.html)

(担当)

国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐 金子  
電話：03-5253-8111（内線 39513） FAX：03-5253-1630  
経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 課長補佐 矢吹  
電話：03-3501-1512 FAX：03-3580-8486